

平成29年7月27日 定例記者懇談会 発表  
中部運輸局自動車交通部自動車監査官

《速報》  
乗合バス事業者に対する集中監査実施結果について

中部運輸局では、平成29年7月に乗合バス事業者を対象とした集中監査を行い、その結果を集計しましたのでお知らせします。

今後、監査結果の精査を行い、違反が確定した場合には処分基準に基づき厳正に処分を行います。

今回の集中監査において、安全運行に関わる違反を確認したことから、今後も引き続き監査を実施するなど、輸送の安全確保に取り組んで参ります。

## 記

## 監査結果

21事業者に立入監査を行い、4事業者に違反を確認しました。

## ①【監査実施事業者数及び違反確認事業者数（支局別）】

支局別	愛知	静岡	岐阜	三重	福井	合計
監査実施事業者数 (違反確認事業者数)	5 (1)	5 (2)	4 (1)	4 (0)	3 (0)	21 (4)

## ②【確認した違反の状況】

監査事業者数	違反事業者数	事業計画違反		過労防止違反			点検整備違反		運輸規則違反						計	
		車庫	配置車両	拘束時間	連続運転	健康診断	定期点検	整備不良	点呼未実施	点呼簿	乗務員台帳	乗務記録	事故記録	指導監督		適性診断
21	4		1		1	1			2	2	1	1	1	1	2	13

## ③【主な違反の概要】

連続運転違反…運行途中で乗務員を交替させなかったために長時間の運転となった。  
点呼未実施…運行管理者が乗務せざるを得ない場合に第三者（別の運行管理者・補助者）の終業点呼を受けなかった。

## 【問い合わせ先】

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官 中山・水谷  
Tel 052-952-8038（直通）

平成29年6月23日 定例記者懇談会 発表  
中部運輸局自動車交通部自動車監査官

## 乗合バス事業者に対する集中監査について

中部運輸局では、一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス・コミュニティバスを運行している事業者）を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、7月に集中して監査を実施することとしたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 集中監査の実施期間

平成29年7月

#### 2. 監査対象事業者

- (1) 新規許可した事業者のうち監査を実施していない事業者
- (2) 長期間監査を実施していない事業者
- (3) 重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、安全管理体制の確認が必要な事業者

平成25年9月30日中運局公示第58号「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について」に基づき選定

#### 3. 重点監査項目

乗合バス事業者において、飲酒・過労運転の防止、運転者の健康管理の徹底、運転者に対する指導監督の徹底、車両の点検及び整備の徹底が図られるよう、以下の項目に重点をおいて監査を実施する。

- (1) 点呼の確実な実施
  - ・ 運行前点呼及び運行後点呼の実施状況
  - ・ アルコール検知器を用いた点呼の実施状況
  - ・ 健康状態確認の状況
- (2) 運転者への指導監督
  - ・ 一般的な運転者に対する指導監督の実施状況
  - ・ 特別（初任、高齢等）な運転者に対する指導監督の実施状況
- (3) 健康診断、適性診断の受診状況
- (4) 勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- (5) 定期点検及び継続検査の実施状況

#### 【問い合わせ先】

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官 中山・水谷  
TEL 052-952-8038（直通）